別紙　1

自転車マナーアップ強化月間＆駅前放置自転車クリーンキャンペーン

実施期間は、次のとおりです。

令和６年11月１日（金曜日）から11月30日（土曜日）

月間の重点は、次のとおりです。

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車のヘルメット着用の推進

放置自転車の追放

スローガンは、次のとおりです。

車だけ？　交通ルールは　皆のもの

じゅんびした？　じてん車のるとき　ヘルメット

ちょっとだけ　みんなが困る　その放置

自転車マナーアップ強化月間キャンペーンを実施します。

日時　令和６年11月６日（水曜日）午前11時から午後1時

場所　ららぽーと門真　１階センターコート

内容　特別ゲスト「羽田優里奈」さんと大阪府警察交通安全教育班による交通安全教室など

交通安全啓発ブースあり

（内容が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。）

広報事項は、次のとおりです。

道路交通法改正、令和６年11月１日施行

自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」の規定を整備

罰則対象外だった禁止行為に罰則が設けられました。

酒気帯び運転の禁止

罰則、３年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転を幇助した者にも罰則が適用！

車両提供罪

罰則、３年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供罪・同乗罪

罰則、２年以下の懲役又は30万円以下の罰金

大阪府道路交通規則で禁止していたものを新たに道交法上で禁止し罰則が強化されました。

携帯電話使用等の禁止

携帯電話使用等（保持）

走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画面を注視すると

罰則、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

携帯電話使用等（交通の危険）

携帯電話等を使用して走行し交通事故を起こすなどすると

罰則、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は「くるま」の仲間です。原則、車道の左端を走行しましょう。

歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。

一時停止の標識がある交差点では、必ず一時停止し、左右を確認しましょう。

信号を必ず守りましょう。交差点を横断する時は、青信号でも周囲を確認しましょう。

歩道を通行することができる場合

歩道に「自転車通行可」を示す標識等があるとき

13歳未満のこどもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が自転車を運転しているとき

道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき

自転車のヘルメット着用の推進

大人もこどもも命を守るヘルメットを着用しましょう。

自転車の交通事故（令和元年から令和５年）

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方156人のうち、約60％（94人）が頭部を損傷しており、そのほぼ全員がヘルメット非着用でした。

放置自転車の追放

放置自転車は、歩行者や自動車等の通行の妨げになります。

駐輪場等の決められた場所に駐輪しましょう。

障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくりましょう。

大阪府交通対策協議会YouTubeチャンネル

[https://www.youtube.com/@user-vh8st6ek9o](https://www.youtube.com/%40user-vh8st6ek9o)

大阪府交通対策協議会ホームページアドレス

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/koutsuuanzen/koutsuutaisaku/index.html>